

令和元年度土木工事標準積算基準（令和元年9月18日付第201900159099号県土整備部長通知）の一部を以下のように改定する。

改定後					改定前				
第I編 総則 第1章 略 第2章 工事費の積算 1) 略 2) 間接工事費 1. 略 2. 共通仮設費 2-1 共通仮設費の率分 (1) 略 (2) 共通仮設費の補正					第I編 総則 第1章 略 第2章 工事費の積算 1) 略 2) 間接工事費 1. 略 2. 共通仮設費 2-1 共通仮設費の率分 (1) 略 (2) 共通仮設費の補正				
<b>表-1 地域補正の適用</b>					<b>表-2 地域補正の適用</b>				
適用条件			補正	適用	適用条件			補正	適用
施工地域区分	工種区分	対象	係数	優先	施工地域区分	工種区分	対象	係数	優先
大都市(1)	舗装工事	東京特別区, 横浜市, 大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1	大都市(1)	舗装工事	東京特別区, 横浜市, 大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1
	電線共同溝工事					電線共同溝工事			
	道路維持工事					道路維持工事			
大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志野市, 浦安市, 東京特別区, 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島市, 北九州市, 福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区, 横浜市, 大阪市の市街地部については, 鋼橋架設工事, 下水道工事(1), (2)のみ対象とする。	1.5	2	大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志野市, 浦安市, 東京特別区, 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島市, 北九州市, 福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区, 横浜市, 大阪市の市街地部については, 鋼橋架設工事, 下水道工事(1), (2)のみ対象とする。	1.5	2
	舗装工事					舗装工事			
	電線共同溝工事					電線共同溝工事			
	道路維持工事					道路維持工事			
	下水道工事(1), (2)					下水道工事(1), (2)			
市街地(DID補正) (1) -1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	3	市街地(DID補正) (1)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	3
	道路維持工事					電線共同溝工事			
	舗装工事					道路維持工事			
	橋梁保全工事					舗装工事			
一般交通影響有り (1) -1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において, 車線変更を促す規制を行う場合。ただし, 常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	3	一般交通影響有り (1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において, 車線変更を促す規制を行う場合。ただし, 常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	4
	道路維持工事					道路維持工事			
	舗装工事					舗装工事			
一般交通影響有り (2) -1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において, 車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	5	市街地(DID補正) (2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において, 車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	5
	道路維持工事					道路維持工事			
	舗装工事					舗装工事			
市街地(DID補正) (1) -2	橋梁保全工事	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で, 市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	6	山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区, 及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	7
	鋼橋架設工事					鋼橋架設工事			

(次頁へ続く)

(次頁へ続く)

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注)1. 市街地とは, 施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。  
 なお, DID地区とは, 総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は, 適用優先順に従い決定するものとする。

改定後					改定前				
一般交通影響有り (1) -2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道)において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	5					
一般交通影響有り (2) -2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	6					
市街地(DID補正) (1) -3	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	7					
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	8					

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注)1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。  
 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

(中略)

(次頁へ続く)

(中略)

(次頁へ続く)

改定後

3. 現場管理費  
(1)～(2) 略  
(3) 現場管理費率の補正  
1)～2) 略

表-3 地域補正の適用

適用条件			補正	適用
施工地域区分	工種区分	対象	係数	優先
大都市(1), (2)	鋼橋架設工事	札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志野市, 浦安市, 東京特別区, 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島市, 北九州市, 福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
	下水道工事(1), (2)			
市街地(DID補正) (1) -1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1) -1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において, 車線変更を促す規制を行う場合。ただし, 常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.2	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2) -1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において, 車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	3
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地(DID補正) (1) -2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
一般交通影響有り (1) -2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において, 車線変更を促す規制を行う場合。ただし, 常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.1	4
一般交通影響有り (2) -2	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において, 車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	5
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区, 及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。  
(注)1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。  
なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。  
2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

(次頁へ続く)

改定前

3. 現場管理費  
(1)～(2) 略  
(3) 現場管理費率の補正  
1)～2) 略

表-3 地域補正の適用

適用条件			補正	適用
施工地域区分	工種区分	対象	係数	優先
大都市(1), (2)	鋼橋架設工事	札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志野市, 浦安市, 東京特別区, 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島市, 北九州市, 福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
	下水道工事(1), (2)			
市街地(DID補正) (1)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
	舗装工事			
一般交通影響有り (1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において, 車線変更を促す規制を行う場合。ただし, 常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.1	3
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において, 車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4
市街地(DID補正) (2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で, 市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区, 及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。  
(注)1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。  
なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。  
2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

(次頁へ続く)

改定後	改定前
<p>(中略)</p> <p>第1章 土工</p> <p>1)~2)-1 略</p> <p>2)-2 土工(ICT)</p> <p>1.~3. 略</p> <p>4. ICT 建設機械経費加算額</p> <p>4-1 ICT 建設機械経費賃料加算額</p> <p>地上の基準局・管理局の賃貸費用は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) ICT 建設機械経費賃料加算額 (バックホウ (ICT 施工対応型)) 13,000 円/日</p> <p>(2) ICT 建設機械経費賃料加算額 (ブルドーザ (ICT 施工対応型)) 13,000 円/日</p> <p>4-2 ICT 建設機械経費損料加算額</p> <p>建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) ICT 建設機械経費損料加算額 (バックホウ) 41,000 円/日</p> <p>5. その他 ICT 建設機械経費等</p> <p>略</p> <p>5-1、5-2 略</p> <p>5-3 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、<b>共通仮設費の技術管理費</b>に計上するものとし、必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>5-4 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・共通仮設費率補正係数 : 1.2</li><li>・現場管理費率補正係数 : 1.1</li></ul> <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>なお、土工 (ICT) において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の(1)~(5)又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測とする。なお、その他の出来形管理の経費は、共通仮設費及び現場管理費率に含まれる。</p> <p>(1) 空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理</p> <p>(2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>(3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>(4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>(5) 上記(1)~(4)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</p> <p>以下 略</p>	<p>(中略)</p> <p>第1章 土工</p> <p>1)~2)-1 略</p> <p>2)-2 土工(ICT)</p> <p>1.~3. 略</p> <p>4. ICT 建設機械経費加算額</p> <p>建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用は、以下のとおりとする。</p> <p>ICT 建設機械経費加算額(バックホウ) 41,000 円/日</p> <p>5. その他 ICT 建設機械経費等</p> <p>略</p> <p>5-1、5-2 略</p> <p>5-3 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合に計上するものとし、必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>以下 略</p>